平成２５年（フ）第３１８号
兵庫県三田市加茂426番地１　105号
債務者　吉野　由実
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２８号
神戸市北区君影町３丁目１番28―505号
債務者　前阪　健彦
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５号
松江市東出雲町揖屋760番地２南廻山ハイツ114、前住所松江市八雲台２丁目13番２号
債務者　小川　妙子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６号
松江市大庭町231番地４、前住所松江市袖師町２番50―501号　サンシティ嫁ヶ島
債務者　坪井　東一
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６号
松江市古志原７丁目14番24号　コウジハイツ向山２―202号
債務者　服部　由香
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地78
債務者　中華料理樹翔苑こと　近藤　浩一
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９０号
宮崎県西都市大字三納10368番地
債務者　黒木　信二
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９５号
宮崎市大字田吉5725番地１
債務者　土屋　広人
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０７号
宮崎市生目台西２丁目５番地１　県営住宅８棟14号
債務者　寺松　文男
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６９号
秋田市御野場７丁目１番31―102号
債務者　鈴木　久美
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０号
兵庫県南あわじ市松帆高屋乙174番地４
債務者　坂田　裕治
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第３９号
佐賀県唐津市厳木町牧瀬134番地
債務者　宮副　　充
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４５号
佐賀県唐津市浜玉町横田上906番地
債務者　内山　亮慈
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４６号
佐賀県唐津市八幡町734番地393
債務者　吉田　邦光
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第４８号
佐賀県唐津市町田３丁目11番41号
債務者　冨田　順子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第７１号
富山市城村52番地
債務者　山本久美子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３０号
佐賀県鳥栖市宿町1064番地12　コーポ松隈Ａ103
債務者　西山美江子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５９６１号
大阪市西成区橘１丁目12番６号
債務者　半田　竜弥
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部